

吉野さくら地域クラブ指導者配置についての実施要項

1. 目的

吉野さくら地域クラブ（以下、「さくらクラブ」という。）の指導者配置について必要な事項を定める。

2. 指導者の資格、決定等

（1）指導者の年齢基準は、18歳以上とする。

（2）指導を希望する者は、吉野さくら地域クラブ指導者登録申請書に必要事項を記入の上、吉野町教育委員会に提出する。採用については、吉野町教育委員会が面接を行い、これまでの指導実績、有資格等をもとに決定する。

3. 事業内容

吉野町が主体となり運営するさくらクラブの下記の活動に対して、指導者を配置する。

- （1）吉野さくらカヌークラブ
- （2）吉野さくらバレーボールクラブ
- （3）吉野さくら陸上クラブ
- （4）吉野さくら野球クラブ
- （5）吉野さくら水泳クラブ
- （6）吉野さくら吹奏楽クラブ

4. 実施方法

（1）本事業の活動は、「吉野町地域クラブガイドライン」、「吉野中学校部活動の在り方に関する方針」「奈良県部活動の在り方に関する方針」に従い、実施するものとする。

（2）活動場所は、吉野さくら学園を基本とし、指導者勤務時間は1日あたり4時間程度までとする。なお、指導者勤務時間には、準備、片付け、下校指導等に要する時間を含む。

5. 指導者の報酬等

指導員の指導1時間当たりの謝金は、1,600円とする。また、交通費等は実費額又は路程1kmにつき20円を支給する。

- （1）指導者は月末に業務報告書を吉野町教育委員会へ申請する。
- （2）吉野町教育委員会より指導者の指定口座に謝金を支払う。

6. 傷害保険・損害賠償保険等

指導者に対して、公益財団法人スポーツ安全協会のスポーツ安全保険に加入する。

7. 指導者の業務内容

- （1）さくらクラブ活動の指導・指示
- （2）学校部活動顧問との引継連絡・調整
- （3）会員への指導及び安全管理（下校指導を含む）

- (4) 会員の健康状態の把握
- (5) 会員の出欠状況把握（無届で欠席の会員の把握及び保護者への連絡含む）
- (6) 大会又は練習試合など、学校外で活動を行う場合の引率及び監督、審判等の運営
- (7) 大会及び練習試合などの参加のための調整
- (8) 活動中止の判断
- (9) 活動中の事故や怪我への対応及び報告
- (10) 学校施設等及び物品の使用管理
- (11) 指導者間の協力・情報共有
- (12) 業務報告書の作成、提出
- (13) 指導により知り得た学校及び生徒の個人の秘密を守ること。

8. 指導者の遵守事項

指導者の遵守事項は以下のとおりとする。なお、遵守事項違反やさくらクラブの趣旨から逸脱した指導を行う指導者については、運営委員会の承認を得て指導者登録から削除する。

(1) スポーツ・文化芸術活動を通して青少年の健全育成（教育者としての責任）、参加会員の健康・安全（安全責任）、活動場所の施設・備品の管理（管理責任）を負うことを自覚し、指導に当たること。

(2) 人権や人格の尊厳を尊重し、体罰・暴言等の人権を損なう行為が決して起こらないよう指導に当たること。

(3) 単に技術的な向上を目指すだけではなく、人としてのマナーや礼儀、仲間との協調性、粘り強く目的に向かって努力する姿勢など、スポーツ・文化芸術活動を通して人間性を育み高める場となることを目指して指導に当たること。

(4) 活動は会員の安全を第一に考え、活動内容に十分留意して行い、安全や健康維持の確保が不十分な練習や過度な負担となる練習によるけが等、健康を害することがないように十分に配慮して活動を進めること。

(5) 活動する施設の開錠・施錠、清掃等は指導者の責任で行う。活動に使用する備品の管理も指導者が責任をもって行うこと。

(6) 吉野中学校部活動顧問と連携を図り、強化の方向性や練習計画など情報交換を密に行い、一貫した指導となるよう務めること。

(7) 中学生の指導者としての専門性を高めるよう自身も研修に励むこと。

9. その他

本業務の遂行にあたっては、吉野町教育委員会と密接に連絡を取るとともに、この要項に定めのない事項、履行上の疑義については、吉野町教育委員会と指導者との協議により定めるものとする。

令和6年12月2日

吉野町教育委員会